

府中市母子家庭及び父子家庭
高等職業訓練促進給付金等事業のご案内
(令和 7 年度版)

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、就職に有利な資格取得を目指して養成機関で勉強する際に生活の負担を減らすため、在学中に訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。

給付金の受給を希望される方は、事前相談が必要です。支給決定には審査があります。

1. 対象となる方（次のすべての条件を満たす方）

- ・府中市内在住で 20 歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方（所得基準を超えた場合であっても、その後 1 年間は対象となる場合があります。）
- ・養成機関において 6 ヶ月以上（6 ヶ月以上 1 年未満の講座は、雇用保険制度の専門実践並びに特定一般教育訓練対象講座であること、または情報関係の一般教育訓練対象講座であること）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
- ・対象となる資格を既に取得していないこと
- ・過去に、この給付金を受給していないこと

※この事業と同様の生活支援を目的とする給付金等（職業訓練受講給付金、訓練延長給付金、教育訓練支援給付金 等）とは併給することができません。

※修了支援給付金は、修業開始時と修了時ともに上記の全ての要件を満たす方に限ります。

2. 対象資格

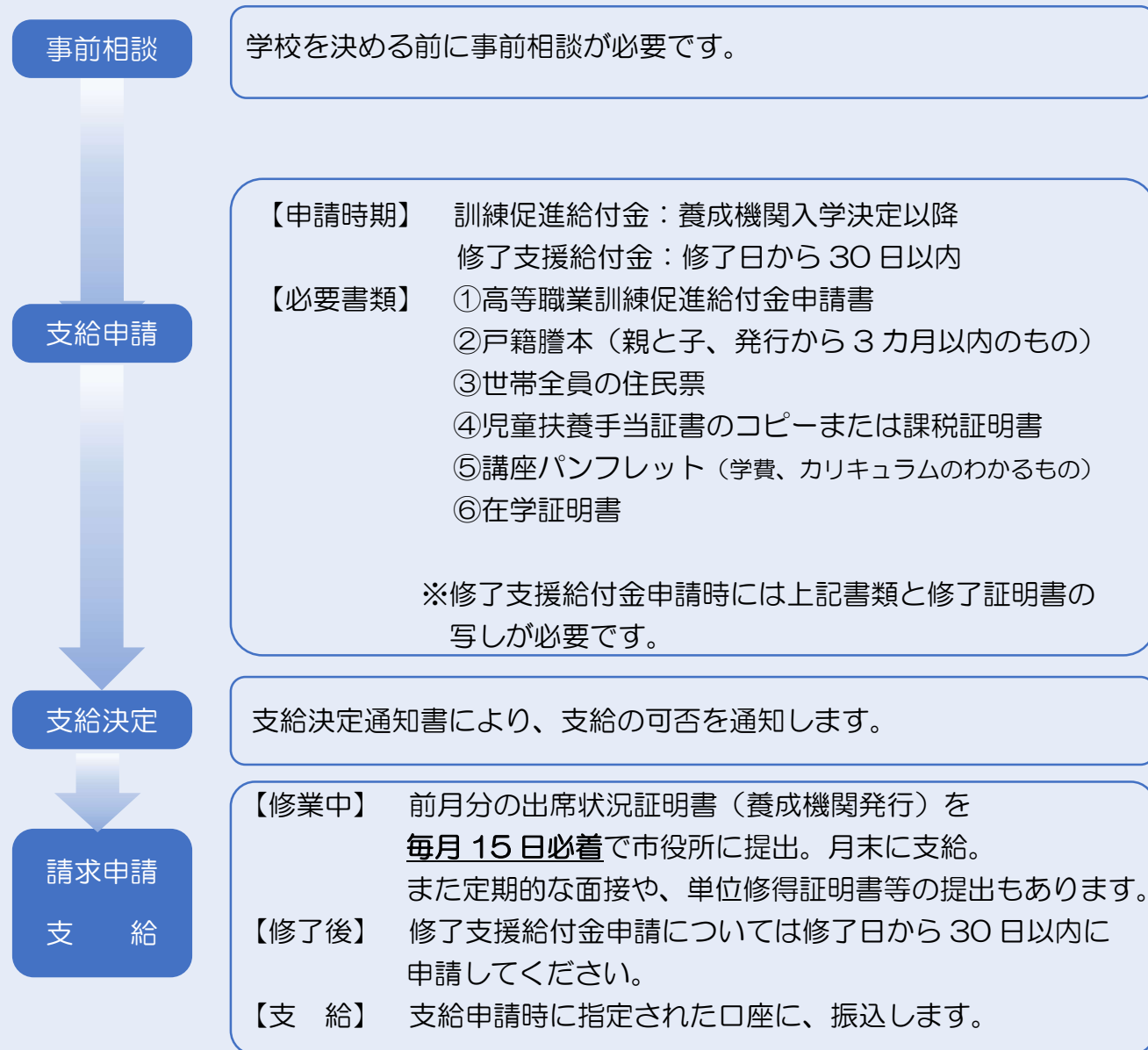
看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、鍼灸師、歯科衛生士等の国家資格（すべての国家資格が対象ではありません）やシスコシステムズ認定資格、LPI 資格等の特定の民間資格

3. 給付金の種類・支給期間等

給付金の種類	給付額		支給期間
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	
促進給付金（毎月）	月額 100,000 円	月額 70,500 円	入学から修了まで（遡及はしない。上限4年）の期間で、給付が認められた月から支給。支給要件から外れた場合は、その月まで支給。
	最終学年は、4万円を加算します。		
修了支援金（1回のみ）	50,000 円	25,000 円	修了から 30 日以内に申請する。

◆訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き正看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合等は、通算4年を超えない範囲で支給します。

4. 手続きの流れ



教育訓練給付制度に関する不適正な勧誘にご注意ください！！

教育訓練給付制度を謳った不正な勧誘が、しばしば見受けられます。厚生労働省から注意喚起の文書が出ています。

この事業についてご相談・ご質問がある方は、問合せ先までご連絡ください。

◆問合せ先◆ 府中市役所 子育て応援課 042-335-4240